

令和8年7月22日

「福島市中小企業等賃上げ支援補助金」の申請期限を延長します

最低賃金引上げにより経営への影響が懸念される中小企業等に対し、賃上げに要する経費の一部を補助する「福島市中小企業等賃上げ支援補助金」について、申請受け付け期限を下記のとおり2か月延長します。

記

1 変更内容

	変更後	変更前
申請受付期間	令和8年9月30日(水) 午後5時まで(必着)	令和8年7月31日(金) 午後5時まで(必着)

- 2 補助金概要 **対 象**:県が実施する賃上げ支援(中小企業賃上げ緊急一時支援事業助成金)の助成決定を受けた市内中小企業等
補助額:対象労働者1人につき1万円
※県の助成金(対象労働者1人につき3万円)に上乗せ

3 延長理由

令和8年4月から申請受け付けを開始している当該補助金について、福島県が実施する賃上げ支援(中小企業賃上げ緊急一時支援事業助成金)の助成決定を受けた市内中小企業等が本市補助金への申請の対象となることから、現在の申請件数の状況等を勘案し延長します。

4 申請方法 ①特設サイトからの電子申請

②郵送による申請

【送付先】〒960-8164

福島市八木田字中島 36-1

福島市中小企業等賃上げ支援補助金受付センター

電 話 : 080-9254-1746

080-9254-1909

電話受付時間 : 午前9時から午後5時まで(土・日・祝日を除く)

※募集要領や申請書様式等は特設サイトからダウンロードしてください。

※受付センターに窓口の設置はありません。ご相談は電話又は特設サイトの問合せフォームから承ります。

- 5 そ の 他 補助金の詳細は特設サイトを
ご確認ください。



特設サイト

担当:産業雇用政策課 雇用促進係
課長 熊坂、係長 三村
電話 024-515-7746(直通)

福島県の助成金に上乗せ！

福島市中小企業等 賃上げ支援補助金

対象労働者１人につき

１万円を補助します

(県助成金と合わせて４万円)

申請
期間

令和 8 年 4 月 15 日から

令和 8 年 9 月 30 日まで
(午後５時必着)



※申請期限を延長しました

※補助上限に達した場合は、申請期間内であっても受付を終了します。

早めの申請をおすすめします。

※市への申請を行うためには、先に県の助成金の助成決定を受ける必要があります。

次のすべてに該当する事業者が対象です。

- ☒ 市内の事業所について「福島県中小企業賃上げ緊急一時支援事業助成金」(県助成金)の助成決定を受けた中小企業・個人事業主等である
- ☒ 市税等に滞納がない
- ☒ 暴力団等の反社会勢力と関係を有していない
- ☒ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する性風俗関連特殊営業又はそれらに類似する業種を営む事業者でない



申請の際には、特設サイトおよび交付要綱を必ずご確認ください。

お問合せ



福島市 賃上げ支援補助金

福島市中小企業等賃上げ支援補助金受付センター

午前９時～午後５時(土・日・祝日を除く)

☎ ０８０－９２５４－１７４６
０８０－９２５４－１９０９

特設サイト



最新情報・必要書類等の詳細は特設サイトをご確認ください。